

## 国の就学支援金制度による学費(年間)

### 1. 高等学校就学支援金について

高等学校等就学支援金は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込める者会をつくるため、国の費用より、授業料に充てるために私立学校等の生徒に支給されるものです。

就学支援金の額は、月額9,900円(年間118,800円)です。就学支援金は法律により各学校において、生徒が支払う授業料の一部に充てることが義務づけられています。

私立高校(本校以外を含む)における、これまでの在学期間が通算して3年(36月)を超えている場合などは、就学支援金は支給されません。

### 2. 国の就学支援金

区分	所得等要件	支援金額
1	両親の市町村民税の所得割が非課税 (学費負担者の年収が250万円未満)	月 19,800円・年 237,600円
2	両親の市町村民税の所得割が18,900円に16歳未満並びに16歳以上19歳未満の扶養親族を加えた額未満 (学費負担者の年収が250万円~350万円未満)	月 14,850円・年 178,200円
3	両親の市町村民税の所得割が81,300円に16歳未満並びに16歳以上19歳未満の扶養親族を加えた額未満 (学費負担者の年収が350万円~500万円未満)	月 9,900円・年 118,800円
4	両親の年収が500万円以上	
5	両親の死亡、失業等により就学が困難をきたす場合 (該当される方は事前に事務室までご連絡並びにご相談ください。)	上記1・2・3のいずれかに該当

\* 上記の所得等要件の1から5の条件に該当する場合には、就学支援金が加算されます。

就学支援金の加算要件に該当する方は、加算支給届出書及び市町村の発行する課税証明書(全部事項証明)を提出する必要があります。

### 3. 支援金後の本校への学費納入額(年額)

吉備高原学園高等学校学費等納付額

授業料	実験実習費	寮費	納付金額
240,000円	120,000円	600,000円	960,000円

減免後の学費納入額

区分	世帯所得等要件(年収)	国の就学支援額	減免後の学費納付額
1	年収250万円未満	237,600円	722,400円
2	年収250万円~350万円未満	178,200円	781,800円
3	年収350万円~500万円未満	118,800円	841,200円
4	年収500万円以上	118,800円	
5	両親以外の場合は、その負担者の所得による。		

\* 年収はおおよその目安であり、加算の判断はあくまでも市町村民税額による。

\* 上記の寮費については、減免対象外となります。